

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年7月25日30嘉鞍保第7162号で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、審査請求人が平成30年7月1日付で実施機関に対して行った以下の個人情報開示請求に係る審査請求人の個人情報である。

ア 「2017年2月1日より3月31日までの期間にて、措置入院先を探す過程で私の親不知の件について〇〇市の医療機関とやり取りした記録（TEL、FAX、メール、面会、会議、書類のやり取りを含む）。」（以下「本件開示請求1」という。）

イ 「2017年12月1日より2018年7月1日までの期間にて福岡県弁護士会、〇〇病院、日弁連、〇〇市役所の全出先機関（保健所、保健福祉オンブズマンを含む）医療法人社団〇〇、県庁及び全出先機関、〇〇法律事務所、〇〇弁護士、〇〇市の裁判所、〇〇氏とやり取りした記録（TEL、FAX、メール、面会、会議、書類のやり取りを含む）。」（以下「本件開示請求2」という。本件開示請求1及び本件開示請求2を総称して「本件開示請求」という。）

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件開示請求1に係る本件個人情報及び本件開示請求2のうち「福岡県弁護士会とやり取りした記録」を除いた部分に係る本件個人情報について、作成も取得もしておらず存在しないとして、条例第17条第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すことを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年7月1日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年7月25日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年7月26日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年9月10日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件開示請求1について

2017年（平成29年）3月の措置入院診察に当たって、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に対し審査請求人等から「親不知を患っているため歯科の診療科目もある病院を探して欲しい」旨を申し出ていたほか、検察からも、審査請求人が親不知治療について通院中であることなどの情報提供を受けているはずであるから、不存在であるとの回答は虚偽である。

(2) 本件開示請求2について

審査請求人は、実施機関が関係機関とやり取りをしたことについて以下のとおり把握している。

ア 2018年（平成30年）1月に実施機関の職員が〇〇病院に出向き書類を回収している。

イ 2018年1月から5月にかけて実施機関の職員が〇〇保健所職員と電話のやり取りを行っている。

ウ 2017年3月14日以降数回にわたり、〇〇氏との電話のやり取りを行っていたほか、〇〇氏が審査請求人に同席して実施機関の職員と面会している。

実施機関はこれらの関係機関等とのやり取りを行っているはずであって、また通常県民から相談を受けると「精神保健福祉相談記録」を取っているのだから、外部とのやり取りについて記録を取る必要があり、不存在であるとの回答は虚偽である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件開示請求1について

平成29年2月1日から3月31日までの間に、審査請求人の措置入院先を探す過程において審査請求人の親不知について〇〇市の病院とやり取りはしていないことから、記録は存在しない。

(2) 本件開示請求2について

- ア ○○病院から回収した書類は、実施機関から病院へ審査請求人に関して情報提供を行った書類であり、本来病院が複写・保管することを認めていないものである。当時、○○病院がこの書類の写しを保管していることが判明したため、職員が病院へ出向き書類を回収した上で、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所において廃棄したという経緯があるが、このことに関する記録は存在しない。
- イ ○○保健所とのやり取りについては、平成30年1月に電話連絡の事実はあるが、記録は作成していない。
- ウ ○○氏とのやり取りについては、平成30年1月以降数回電話連絡や嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所への来所の事実があるが、記録は作成していない。
- エ 日弁連、医療法人社団○○、○○法律事務所、○○弁護士、○○市の裁判所とのやり取りはなく、記録は存在しない。

6 審議会の判断

(1) 本件開示請求及び本件決定について

審査請求人は、まず、本件開示請求1において「実施機関が審査請求人の措置入院先を探す過程で」と明示した上で、本件個人情報の開示を求めたものである。一方、審査請求人は、本件開示請求2において、審査請求人の措置入院に係る情報を求める趣旨での開示請求であることが明確になるような具体的な記載をしていないものの、本件開示請求2は、本件開示請求1と同じ個人情報開示請求書で開示請求されたこと、また、郵送された当該個人情報開示請求書を受領した嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所は、審査請求人の措置入院に関する手続を所管していることから、実施機関は、本件開示請求2について、本件開示請求1と同様に、審査請求人の措置入院に係る情報を求める趣旨での開示請求であると解し、「郵送による開示請求書の受付は、開示請求に係る個人情報を保有している所属において行う」とする条例上の運用（個人情報保護事務の手引（福岡県総務部県民情報広報課））に基づき、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所を事務担当課として本件決定を行ったものである。

(2) 都道府県知事による入院の措置（措置入院）について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条では、都道府県知事は、法第27条の規定による診察（以下「措置診察」という。）の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができると規定されている。

実施機関においては、精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月

福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行)により、上記入院措置を採る場合における事務処理について、措置診察の結果、精神障害のため自傷他害のおそれがあると2名以上の精神保健指定医の意見が一致した場合、保健福祉環境事務所長がその者の入院措置を採る決定をするとともに、入院先病院を決定するものとされている。

(3) 本件開示請求1に係る本件個人情報の存否について

本件開示請求1に係る本件個人情報について、実施機関は「審査請求人の措置入院先を探す過程において審査請求人の親不知について〇〇市の病院とやり取りはしていない」との説明を行っている。

こうした実施機関の説明の当否を判断するため、当審議会は、審査請求人に係る関係ファイルを見分し、平成29年3月当時、審査請求人が親不知を患っていたこと、また措置入院の際には口腔外科のある医療機関に入院したい旨の申出が実施機関の職員に行われていたことを確認した。また、審査請求人の措置入院先を探す過程において、実施機関が〇〇市の医療機関とやり取りを行った記録の存在は確認できたものの、〇〇市の医療機関とやり取りを行った記録については、その存在を確認できなかった。

当時の経緯について、実施機関は、審査請求人の親不知に関して、治療は緊急を要するものではないことを確認していたため、口腔外科のある医療機関での対応は不要と判断し、措置入院先を探す過程では特段親不知に関して医療機関とのやり取りは行わなかったと説明しており、当審議会においても、このことに関する当時の記録などから実施機関の説明が事実であることを確認した。

したがって、実施機関の「審査請求人の措置入院先を探す過程において審査請求人の親不知について〇〇市の病院とやり取りはしていない」という説明には一定の合理性があると判断され、実施機関は本件開示請求1に係る本件個人情報は作成も取得もしていなかったものと判断される。

(4) 本件開示請求2に係る本件個人情報の存否について

ア 〇〇病院、〇〇保健所及び〇〇氏とのやり取りに関する実施機関の説明について

本件開示請求2のうち、「〇〇病院、〇〇保健所及び〇〇氏とのやり取り」に係る本件個人情報について、審査請求人は、「実施機関はこれらの関係機関等とのやり取りを行っているはずであって、また通常県民から相談を受けると『精神保健福祉相談記録』を取っているのだから、外部とのやり取りについて記録を取る必要があり、不存在であるとの回答は虚偽である」と主張しているのに対し、実施機関は、「関係機関等とのやり取りはあったが、記録は作成していない」と説明するのみで、やり取りを行っているにも関わらず、なぜ記録を作成していないのかが明確でない。このため、当審議会から実施機関に対し、条例第56条第4項に規定する調査を行い、その具体的な理由等について説明を求めたところ、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

(7) 「精神保健福祉相談記録」に記載する情報について

実施機関では、精神障害者からの相談受付や指導及び法に基づく申請・通報を受けた精神障害者に関する対応といった精神保健福祉に関する事務を行っており、当該事務に関連して、実施機関が、本人、家族及び関係者とのやり取りを行った場合で、その内容が本人への今後の対応等を円滑に進めるために記録に残す必要があると判断した場合には、所定の様式で「精神保健福祉相談記録」として記録を作成することとしており、原則として他に記録は作成していない。上記6(1)のとおり、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所では、審査請求人について本件開示請求を受理する以前から措置入院に関する様々な対応を行っていたことから、法に基づく通報を受けた精神障害者に対する対応として、審査請求人に係る「精神保健福祉相談記録」を作成しているところである。

(イ) ○○病院とのやり取りに関する記録について

実施機関は、措置入院先の医療機関に対して、事前に対象者の病歴等の情報を記載した「事前調査票」を情報提供しており、当該措置入院に係る対応が完了した後は、必ず回収する運用を行っている。本件開示請求2に記載された「2017年12月1日」よりも前に、実施機関は、審査請求人の措置入院先である○○病院に対して、「事前調査票」を提供していたところ、後に、同病院がその写しを引き続き保有していたことが発覚したため、実施機関の職員が当該写しを回収し、廃棄したということがあった。本件開示請求2に記載された「2017年12月1日から2018年7月1日」までの間に、実施機関が○○病院との間で審査請求人のことに関連してやり取りを行ったのは、この「事前調査票」の写しの回収に関することのみである。なお、「事前調査票」の原本は、実施機関において管理しており、その写しは、上記の運用に照らせば、本来、存在しているはずのない書類であるため、実施機関は既にこれを廃棄している。

したがって、「2017年12月1日から2018年7月1日」までの間の○○病院とのやり取りの内容について、実施機関においては、上記6(4)ア(7)のとおり、精神保健福祉事務に関連する内容ではあるものの、審査請求人への今後の対応を円滑に進めるために必要な内容には当たらず、「精神保健福祉相談記録」に記載する必要はないと判断した。

(ウ) ○○保健所とのやり取りに関する記録について

本件開示請求2に記載された「2017年12月1日から2018年7月1日」までの間に、実施機関が○○保健所の職員との間で審査請求人のことに関連してやり取りを行ったのは、実施機関が審査請求人から○○保健所管内の医療機関(○○病院)に対する苦情を受けたため、その内容を伝え、確認等を行ったということのみであ

る。医療機関への苦情は、通常、管轄保健所において対応するものであり、〇〇病院への苦情は、所管である〇〇保健所が対応するべきものである。

したがって、〇〇保健所とのやり取りの内容について、実施機関においては、上記6(4)ア(ア)のとおり、精神保健福祉事務に直接関係する内容とはいえ、**「精神保健福祉相談記録」**に記録する必要はないと判断した。

(エ) 〇〇氏とのやり取りに関する記録について

〇〇氏は、審査請求人の支援者であり、本件開示請求2に記載された「2017年12月1日から2018年7月1日」までの間に、実施機関が同氏との間で審査請求人のことに関連してやり取りを行ったのは、同氏が審査請求人と一緒に嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所を訪問する日時の確認であったり、審査請求人による個人情報開示請求に係る事務手続等の内容に関することしかない。

したがって、同氏とのやり取りの内容について、実施機関においては、上記6(4)ア(ア)のとおり、精神保健福祉事務に直接関係する内容とはいえ、**「精神保健福祉相談記録」**に記録する必要はないと判断した。

イ 〇〇病院、〇〇保健所及び〇〇氏とのやり取りに関する文書の存否に関する審議会の判断について

実施機関が作成する**「精神保健福祉相談記録」**は、精神障害者への今後の対応を円滑に進めるための対応記録であるため、審査請求人が主張するように、実施機関が審査請求人に関して感知した情報は全て記録されてしかるべきという主張も否定できない。しかし、精神保健福祉事務に従事する職員が、全ての対応を逐一記録することは極めて困難であり、実際に記録するとした場合には、それに伴い膨大な事務手続が発生すること、またそのことによってその他の精神保健福祉事務に支障を及ぼす可能性があることもまた想定されるところである。

また、実施機関と〇〇病院とのやり取りは、**「事前調査票」**の回収に関することのみであったこと、〇〇保健所とのやり取りは、審査請求人から受けた〇〇保健所管内の医療機関に対する苦情に関することのみであったこと、また、〇〇氏とのやり取りは、審査請求人に係る訪問日時等の調査など事務的なことのみであったとする上記6(4)アの実施機関の説明については、それ以外のやり取りを行っていたと認めるべき特別な事情も判明していない。

したがって、上記6(4)ア(ア)のとおり、**「精神保健福祉相談記録」**の作成目的等に照らして、実施機関がその裁量において、〇〇病院、〇〇保健所及び〇〇氏とのやり取りの内容を**「精神保健福祉相談記録」**に記録していないとする実施機関の説明には一定の合理性があると判断され、実施機関は、本件開示請求2のうち、〇〇病院、〇〇保健所及び〇〇氏とのやり取りに係る本件個人情報作成も取得もしていなかったものと判断

される。

ウ 上記6(4)イ以外の機関等に係る記録の存否に関する審議会の判断について

本件開示請求2のうち、「日弁連、医療法人社団〇〇、県庁及び全出先機関、〇〇法律事務所、〇〇弁護士、〇〇市の裁判所とのやり取り」に係る本件個人情報について、実施機関は「やり取りを行った事実がなく、記録を作成していない」と説明している。

上記の機関等のうち、「医療法人社団〇〇、〇〇法律事務所、〇〇弁護士及び〇〇市の裁判所」は、審査請求人が第三者に対して提起している訴訟（以下「別件訴訟」という。）の関係者であることが反論書の添付資料から読み取れるところ、当審議会で条例第56条第4項の規定による調査を実施し、審査請求人に係る文書を見分した結果、本件開示請求2に記載された「2017年12月1日から2018年7月1日」までの間に、実施機関が別件訴訟に関して「医療法人社団〇〇、〇〇法律事務所、〇〇弁護士及び〇〇市の裁判所」からの照会を受け、それに対して回答をするといったやり取りを行った記録は確認できなかった。

加えて、上記の機関等のうち、「日弁連（日本弁護士連合会）」については、別件訴訟との関係性も読み取れない上、上記見分調査でも、審査請求人に関して実施機関との間で何らかのやり取りを行った記録は確認できなかった。また、「県庁及び全出先機関（本県における本庁及び出先機関の各所属）」については、審査請求人に関して、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と業務上のやり取りを行う所属があることも当然考え得るものの、上記見分調査の結果、「2017年12月1日から2018年7月1日」までの間に、審査請求人に関して嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所との間で何らかのやり取りを行った記録は確認できなかった。

したがって、「やり取りを行った事実がなく、記録を作成していない」との実施機関の説明には特段不合理な点もないこと、見分調査の結果、これらの機関等とのやり取りの記録を確認できなかったことを踏まえると、実施機関は「日弁連、医療法人社団〇〇、県庁及び全出先機関、〇〇法律事務所、〇〇弁護士、〇〇市の裁判所とのやり取り」に係る本件個人情報を作成も取得もしていなかったものと判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。